

別表第 40(第 7 条関係)

火力発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫黄酸化物	施設の稼働(排ガス)	1 調査すべき情報 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化硫黄の状況 二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法 3 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 原則として 1 年間(気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各 1 週間)	1 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期
窒素酸化物	工事用資材等の搬出入	別表第 33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
	資材等の搬出入		
	施設の稼働(排ガス)	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 原則として 1 年間(気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各 1 週間)	1 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
浮遊粒子状物質	施設の稼働(排ガス)	1 調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 浮遊粒子状物質に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の濃度の測定の方法	1 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等

		<p>(2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として 1 年間(気象の状況において、高層の気象を調査する場合は、各季節ごとに各 1 週間)</p>	<p>発電所の運転が定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
石炭粉じん	<p>地形改変及び施設の有無</p> <p>施設の稼働(機械等の稼働)</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 降下ばいじんの状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 降下ばいじんの状況 デポジションゲージ又はダストジャーによる測定 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>3 調査地域 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として 1 年間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大となる時期</p>
粉じん等	<p>工事用資材等の搬出入</p> <p>建設機械の稼働</p> <p>資材等の搬出入</p>	<p>別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
騒音	<p>工事用資材等の搬出入</p> <p>資材等の搬出入</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(道路交通騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>建設機械の稼働</p> <p>施設の稼働(機械等の稼働)</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p>

		<p>騒音の状況については、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>(2) 施設の稼働(機械等の稼働)</p> <p>騒音の状況については、環境基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>(1) 建設機械の稼働</p> <p>騒音に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 施設の稼働(機械等の稼働)</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	工事用資材等の搬出入	別表第 38 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材等の搬出入		
	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期</p> <p>(1) 建設機械の稼働</p> <p>振動に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 施設の稼働(機械等の稼働)</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
水象に係る流向及び流速	地形変化及び施設の有無	<p>1 調査すべき情報</p> <p>流況の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>原則として 1 年間</p>	
	施設の稼働(温排水)		
水の汚れ	施設の稼働(排水)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>化学的酸素要求量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて予測地域に</p>

		<p>化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>おける水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
富栄養化	施設の稼働(排水)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>全窒素及び全燐の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(全窒素及び全燐の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する全窒素及び全燐の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>全窒素及び全燐の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期(最大となる時期を設定することができる場合に限る)</p>
水の濁り	建設機械の稼働 造成等の施工による一時的な影響	<p>1 調査すべき情報</p> <p>浮遊物質量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
水温	施設の稼働(温排水)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 水温の状況</p> <p>(2) 流況の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点</p> <p>水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>原則として 1 年間</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>数値モデルによる理論計算又は水理模型実験</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大となる時期</p>
有害物質	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報</p> <p>有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>有害物質の拡散の特性を</p>

		<p>しゅんせつ工事を行う区域</p> <p>4 調査地点 調査地域における底質の状況を把握するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に 1 回</p>	<p>踏まえ、建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の有無	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
土壌汚染	施設の稼働(排ガス)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 土壌汚染の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>(3) 土地利用の経緯</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(土壌汚染の状況については、土壌の汚染に係る環境基準に規定する測定の方法を用いたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 土壌及び地形の特性を踏まえて調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 土壌及び地形の特性を踏まえて調査地域における土壌汚染に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、土壌及び地形の特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 土壌及び地形の特性を踏まえて予測地域における土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 土壌及び地形の特性を踏まえて土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の有無</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況</p> <p>(2) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
海域に生息する動物	地形改変及び施設の有無	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 魚等の遊泳動物、潮間帯及び潮下帯以下の海底に生息する底生動物並びに卵・稚仔を含む動物プランクトン(以下この表において「海生動物」という。)の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) 干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける動物の生息環境の状況</p> <p>(3) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目す</p>

		<p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>べき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
施設の稼働(温排水)	<p>1 調査すべき情報 (1) 海生動物の主な種類及び分布の状況 (2) 干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける動物の生息環境の状況 (3) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて海生動物、干潟、藻場及びさんご礁における動物の生息環境並びに重要な種、群集及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地(海域に生育するものを除く。)	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形変化及び施設の有無</p>	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部	参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
海域に生育する植物	<p>地形変化及び施設の有無</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 潮間帯及び潮下帯の植物(海藻類、海藻類その他の植物をいう。)並びに植物プランクトン(以下この表において「海生植物」という。)の主な種類及び分布の状況 (2) 干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 海生植物、干潟、藻場及びさんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
施設稼働(温排水)	<p>1 調査すべき情報 (1) 海生植物の主な種類及び分布の状況 (2) 干潟、藻場及びさんご礁の分布並びにそこにおける植物の生育環境の状況</p>		<p>1 予測の基本的な手法 海生植物、干潟、藻場及びさんご礁について、分布又は生育環境の改変の程度を把握</p>

		<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水温の拡散の特性及び流況特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域及び冷却水の取水口前面</p> <p>4 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて調査地域における海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物、干潟、藻場及びさんご礁における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設が存在</p> <p>施設の稼働(温排水)</p>	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設が存在	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>工所用資材等の搬出入</p> <p>地形改変及び施設が存在</p> <p>資材等の搬出入</p>	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>廃棄物の発生</p>	別表第 39 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	<p>1 予測の基本的な手法 廃棄物の種類ごとの排出及び処分の状況の把握</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常の状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大となる時期</p>
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	施設の稼働(排ガス)		<p>1 予測の基本的な手法 施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出量の把握</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測の対象時期又は時間帯 発電所の運転が定常の状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大となる時期</p>
文化財	地形改変及び施設が存在	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
<p>備考</p> <p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p>			

別表第 4 1 水の汚れの部中「水の汚れの変化」を「生物化学的酸素要求量の拡散」に改め、同表水の濁りの部中「別表第 3 1」を「別表第 4 0」に改め、同表重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部中「別表第 3 1 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地」を「別表第 4 0 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）」に改める。

別表第 4 1 の次に次の表を加える。

別表第 41 の 2(第 7 条関係)

風力発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	工用資材等の搬出入	別表第 33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
粉じん等	工用資材等の搬出入	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
騒音	工用資材等の搬出入	別表第 39 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
	施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、環境基準において定められた騒音についての測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期
振動	工用資材等の搬出入	別表第 39 振動の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
低周波音	低周波音	別表第 41 の 2 騒音の部施設の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水象に係る流量、流速等	地形変化及び施設の有無	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	建設機械の稼働	別表第 40 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	造成等の施工による一時的な影響		
有害物質	建設機械の稼働	別表第 40 有害物質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	地形変化及び施設の有無	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
風車の影	施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 3 調査地域 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえ、調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 5 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期	1 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大となる時期

重要な種及び群集並びに注目すべき生息地 (海域に生息するものを除く。)	工事用資材等の搬出入	別表第 40 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	建設機械の稼働	
	造成等の施工による一時的な影響	
	地形改変及び施設が存在	
海域に生息する動物	工事用資材等の搬出入	別表第 40 海域に生息する動物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	建設機械の稼働	
	造成等の施工による一時的な影響	
	地形改変及び施設が存在	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地 (海域に生息するものを除く。)	造成等の施工による一時的な影響	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変及び施設が存在	
海域に生息する植物	造成等の施工による一時的な影響	別表第 40 海域に生息する植物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変及び施設が存在	
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変及び施設が存在	
	施設の稼働	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設が存在	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	地形改変及び施設が存在	
廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	別表第 39 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	地形改変及び施設が存在	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

備考

- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の特徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 4 2 から別表第 4 4 までを次のように改める。

別表第 42(第 7 条関係)

廃棄物最終処分場の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働(陸上埋立)	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号に規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)		
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航(水面埋立)		
硫黄酸化物	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)	1 調査すべき情報 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号に規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期
粉じん等	建設機械の稼働(陸上埋立)	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)		
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		
	埋立・覆土用機械の稼働		

	(陸上埋立)		
	埋立・覆土用機械の稼働 (水面埋立)		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航 (水面埋立)		
騒音	建設機械の稼働(陸上埋立)	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期
	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)		
	埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立)		
	埋立・覆土用機械の稼働(水面埋立)		
	浸出液処理施設の稼働(陸上埋立)	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音規制法第 4 条第 1 項の規定により定められた特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期
	浸出液処理施設の稼働(水面埋立)		
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		

		影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
振動	建設機械の稼働(陸上埋立)	1 調査すべき情報 地盤の状況	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
	掘立・覆土用機械の稼働(陸上埋立)	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	
	浸出液処理施設の稼働(陸上埋立)	3 調査区域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 道路交通振動の状況 (2) 地盤の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況	1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期 事業活動が定常状態になる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
悪臭	廃棄物の存在・分解	1 調査すべき情報 (1) 悪臭の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(臭気指数については、悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)第 1 条の規定により環境大臣が定める測定の方法による情報、特定悪臭物質濃度については、同法施行規則第 5 条の規定する特定悪臭物質の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び悪臭に係る環境影響が最大となる時期
水象に係る流量、流速等	最終処分場の存在(土地の改変)	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	最終処分場の存在(土地の改変)(水面埋立)	1 調査すべき情報 (1) 化学的酸素要求量の状況 (2) 流れの状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(化学的酸素要求	1 予測の基本的な手法 化学的酸素要求量の物質の取支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域

		<p>量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める化学的酸素要求量の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期</p>
<p>最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立)</p> <p>浸出液処理水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 (2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況 (2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>水の濁り</p> <p>造成等の施工(陸上埋立)</p> <p>護岸等の施工(水面埋立)</p> <p>浸出液処理水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) (2) 流れの状況 (3) 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) (2) 流れの状況 (3) 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>富栄養化</p>	<p>浸出液処理水の排出</p> <p>1 調査すべき情報 (1) 全窒素及び全磷の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) (2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(全窒素及び全磷の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 全窒素及び全磷の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) (2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(全窒素及び全磷の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>1 予測の基本的な手法 全窒素及び全磷の物質の収支に関する計算又は事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受け</p>

		<p>3 調査地域 水域の特性及び全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>るおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び全窒素及び全磷の拡散の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期</p>
水質に係る有害物質	浸出液処理水の排出	<p>1 調査すべき情報 (1) 有害物質の状況(河川にあつては、その調査時における流量の状況を含む。) (2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(有害物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する人の健康の保護に関する項目に係る測定の方法及びダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。))及び土壌の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水質の有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
底質に係る有害物質	浸出液処理水の排出	<p>1 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(有害物質に係る底質の状況については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 201 号)第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法に規定する測定の方法及びダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。))及び土壌の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 有害物質の特性を踏まえて対象事業場からの排水により水底の底質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる区域</p> <p>4 調査地点 有害物質の特性を踏まえて調査地域における底質の有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として底質の状況を把握するために適切かつ効果的な時期に 1 回</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質に係る底質の状況を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえ、底質の有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 底質の有害物質に係る環境影響が定常状態となる時期</p>
地下水に係る水位、流向等	<p>造成等の施工(陸上埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立)</p>	別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水質	廃棄物の存在・分解	<p>1 調査すべき情報 地下水の水質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(地下水の水質の状況については、地下水の水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法又は水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 20 条第 1 項に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集及び</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地下水の水質の特性を踏まえて地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認め</p>

		<p>に当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地下水の水質の特性を踏まえて地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>られる地域</p> <p>3 予測地点 地下水の水質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 地下水の水質に係る環境影響が定常状態となる時期</p>
重要な地形及び地質	<p>造成等の施工(陸上埋立)</p> <p>護岸等の施工(水面埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変)(水面埋立)</p>	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
土壌汚染	<p>埋立・覆土用機械の稼働</p> <p>廃棄物の存在・分解</p>	別表第 40 土壌汚染の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	<p>建設機械の稼働(陸上埋立)</p> <p>建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)</p> <p>資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p> <p>造成等の施工(陸上埋立)</p> <p>護岸等の施工(水面埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変)(水面埋立)</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況</p> <p>(2) 動物の重要な種及び群集の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯</p>
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	<p>造成等の施工(陸上埋立)</p> <p>護岸等の施工(水面埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変)(陸上埋立)</p> <p>最終処分場の存在(土地の改変)(水面埋立)</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 陸域にあっては種子植物その他主な植物に係る植物相及び群落の状況、海域にあっては海藻類その他主な植物に関する植物相及び群落並びにけい藻類などの群集の状況</p> <p>(2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

		における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
地域を特徴づける生態系	造成等の施工(陸上埋立)	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸等の施工(水面埋立)		
	最終処分場の存在(土地の改変) (陸上埋立)		
	最終処分場の存在(土地の改変) (水面埋立)		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	最終処分場の存在(土地の改変) (陸上埋立)	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	最終処分場の存在(土地の改変) (水面埋立)		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	造成等の施工(陸上埋立)	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸等の施工(水面埋立)		
	最終処分場の存在(土地の改変) (陸上埋立)		
	最終処分場の存在(土地の改変) (水面埋立)		
建設工事に伴う副産物	造成等の施工(陸上埋立)	1 調査すべき情報 (1) 地形の状況 (2) 土地利用の状況 (3) 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況 (4) 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況 2 調査地域 対象最終処分場事業実施区域並びに前号(3)及び(4)の情報を適切に把握するために必要な地域	1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象最終処分場事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間
	護岸等の施工(水面埋立)		
メタン	廃棄物の存在・分解	1 調査すべき情報 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期
二酸化炭素	建設機械の稼働(陸上埋立)	1 調査すべき情報 建設機械、作業船及び車両等のエネルギー消費効率	1 予測の基本的な手法 建設機械、作業船及び車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 2 予測地域 対象事業実施区域及び予測における計算を適切に行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間及び事業活動が定常状態になる時期
	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立)		
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		
	埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立)		
	埋立・覆土用機械の稼働(水面埋立)		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行(陸上埋立)		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航(水面埋立)		

放射線の量	埋立・覆土用機械の稼働 (陸上埋立)	1 調査すべき情報 (1) 放射線の量の状況 (2) 粉じん等の状況 (3) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び放射線に係る環境影響が最大となる時期
	埋立・覆土用機械の稼働 (水面埋立)	1 調査すべき情報 (1) 放射線の量の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び放射線に係る環境影響が最大となる時期
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 放射線の量の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び放射線に係る環境影響が最大となる時期
文化財	最終処分場の存在(土地の改変)	別表第31文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

備考

- 1 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関することをいう。
- 2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3 この表において水質の「有害物質」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。
- 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 6 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 10 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
- 11 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 43(第 7 条関係)

ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫黄酸化物	施設の稼働(排出ガス)	1 調査すべき情報 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 二酸化硫黄に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 季節ごとにそれぞれ 1 週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大となる時期
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 (1) 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに廃棄物の搬出入 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) 施設の稼働 季節ごとにそれぞれ 1 週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の稼働及び廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	施設の稼働(排出ガス)		
	廃棄物の搬出入		
浮遊粒子状物質	施設の稼働(排出ガス)	別表第 31 浮遊粒子状物質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
粉じん等	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	廃棄物の搬出入		

		<p>情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (2) 廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
有害物質	施設の稼働(排出ガス)	<p>1 調査すべき情報 (1) 有害物質(塩化水素及びダイオキシン)の濃度の情報 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 塩化水素の濃度の状況 大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)第 5 条に基づく別表第 3 の備考 1 に規定する測定の方法 (2) ダイオキシンの濃度の状況 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法 (3) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の第 1 号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p> <p>3 調査地域 有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 季節ごとにそれぞれ 1 週間</p>	<p>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	<p>建設機械の稼働</p> <p>施設の稼働(機械等の稼働)</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>廃棄物の搬出入</p>	<p>別表第 40 騒音の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械等の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p> <p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>

		音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期
振動	建設機械の稼働	別表第 40 振動の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械等の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働(機械等の稼働)		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 廃棄物の搬出入	1 調査すべき情報 (1) 道路交通振動の状況 (2) 地盤の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 廃棄物の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
悪臭	施設の稼働(排出ガス)	別表第 42 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	施設の稼働(排水)	別表第 42 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び施設の設置工事	1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) (2) 流れの状況 (3) 土質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
水質に係る有害物質	施設の稼働(排水)	1 調査すべき情報 有害物質(ダイオキシンを含む。)の状況及び河川にあっては流量の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(有害物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する人の健康の保護に関する項目に係る測定の方法及びダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る)	1 予測の基本的な手法 有害物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に

		<p>る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び有害物質の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 焼却施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び水質の有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	地形改變後の土地及び施設の存在	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
土壌汚染	施設の稼働(排出ガス)	別表第 40 土壌汚染の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	建設機械の稼働	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	造成工事及び施設の設置工事		
	地形改變後の土地及び施設の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び施設の設置工事	別表第 42 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改變後の土地及び施設の存在		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び施設の設置工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改變後の土地及び施設の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改變後の土地及び施設の存在	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改變後の土地及び施設の存在	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	廃棄物の発生	別表第 40 廃棄物の部廃棄物の発生の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び施設の設置工事	別表第 42 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	施設の稼働(排出ガス)	別表第 40 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
放射線の量	施設の稼働(排出ガス)	別表第 42 放射線の量の部埋立・覆土用機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働(排水)	<p>1 調査すべき情報 放射線の量の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 放射線の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 放射線の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 放射線の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、放射線の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 放射線の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び放射線に係る環境影響が最大となる時期</p>
	廃棄物の発生		

	廃棄物の搬出入	別表第 42 放射線の量の部廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	地形改変後の土地及び施設の使用	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考		
<p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p> <p>9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p>		

別表第 44(第 7 条関係)

し尿処理施設の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号に規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) し尿等の搬出入 季節ごとにそれぞれ 1 週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	し尿等の搬出入		
粉じん等	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	し尿等の搬出入		
騒音	建設機械の稼働	別表第 40 騒音の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械等の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る
	施設の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(騒音の状況につ	
	し尿等の搬出入		

		<p>いては、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	建設機械の稼働	別表第 40 振動の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械等の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通振動の状況 (2) 地盤の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) し尿等の搬出入 施設の稼働が定常の運転状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	し尿等の搬出		
悪臭	施設の稼働	別表第 42 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	施設の稼働	別表第 42 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 43 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
富栄養化	施設の稼働	別表第 43 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水質	施設の稼働	<p>1 調査すべき情報 地下水の水質に係る硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(地下水の水質に係る硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の状況については、地下水の水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地下水の水質の特性を踏まえて地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地下水の水質の特性を踏まえて地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地下水の水質の特性を踏まえて予測地域における地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p>

		地下水の水質の特性を踏まえて調査地域における地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	地下水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る環境影響が定常状態になる時期
重要な地形及び地質	地形変更後の土地及び施設 の存在	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び処理施設 の設置工事 地形変更後の土地及び施設 の存在	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び処理施設 の設置工事 地形変更後の土地及び施設 の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 種子植物その他主な陸生植物及び水生植物に係る植物相、群落並びにけい蕨類などの群集の状況</p> <p>(2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	造成工事及び処理施設 の設置工事 地形変更後の土地及び施設 の存在	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形変更後の土地及び施設 の存在	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形変更後の土地及び施設 の存在	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	廃棄物の発生	別表第 40 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び処理施設 の設置工事	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	地形変更後の土地及び施設 の存在	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

備考

- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 4 6 を次のように改める。

別表第 46(第 7 条関係)

土地区画整理事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号に規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期又は時間帯	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 31 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第 36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流	雨水の排水	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

量、流速等	敷地の存在(土地の改変)		
水の汚れ	構造物の存在	<p>1 調査すべき情報 生物化学的酸素要求量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況)</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。)</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 汚れに係る環境影響が定常状態となる時期</p>
水の濁り	雨水の排水	<p>1 調査すべき情報 国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 雨水を排水する公共用水域</p> <p>4 調査地点 雨水を排水する地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 原単位法により浮遊物質量を計算</p> <p>2 予測地域 雨水を排水する公共用水域</p> <p>3 予測地点 雨水を排水する地点</p> <p>4 予測対象時期等 工事による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	構造物の存在		
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
<p>備考</p> <p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p>			

別表第 4 8 浮遊粒子状物質の部中「別表第 4 3」を「別表第 3 1」に改める。
別表第 5 0 及び別表第 5 1 を次のように改める。

別表第 50(第 7 条関係)

流通業務団地造成事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	資材等の搬出入		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 建設機械の稼働 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 (3) 資材等の搬出入 ア 騒音の状況 イ 資材等の搬出入が予想される道路の沿道の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。) 4 収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに資材等の搬出入 騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	資材等の搬出入		
振動	建設機械の稼働	別表第 36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	資材等の搬出入		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
水の汚れ	構造物の存在	別表第 46 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第 46 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

目すべき生息地	敷地の存在(土地の改変)	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	構造物の存在	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	構造物の存在	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考		
<p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「目すべき生息地」及び「目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p>		

別表第 51(第 7 条関係)

住宅団地の造成の事業に係る参考手法

環境要素の区分	参考項目	参考手法	
		調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 46 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 31 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	別表第 36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
水象に係る流量、流速等	雨水の排水	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	敷地の存在(土地の改変)		
水の汚れ	構造物の存在	別表第 46 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	雨水の排水	別表第 46 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

富栄養化	構造物の存在	別表第 42 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
地下水に係る水位、流向等	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	敷地の存在(土地の改変)	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	構造物の存在	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	構造物の存在	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の設置工事	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	敷地の存在(土地の改変)	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 5 3 富栄養化の部中「別表第 5 1」を「別表第 4 2」に、同表重要な種及び群落並びに注目すべき生息地の部中「別表第 4 4」を「別表第 3 1」に改める。
 別表第 5 4 重要な種及び群落並びに注目すべき生息地の部中「別表第 4 4」を「別表第 3 1」に改める。
 別表第 5 5 及び別表第 5 6 を次のように改める。

別表第 55(第 7 条関係)

下水道終末処理場の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 40 騒音の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 40 騒音の部工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
振動	建設機械の稼働	別表第 40 振動の部建設機械の稼働及び施設の稼働(機械の稼働)の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	施設の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 38 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
悪臭	施設の稼働	別表第 42 悪臭の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の汚れ	施設の稼働	別表第 42 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 43 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
富栄養化	施設の稼働	別表第 42 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	地形変更後の土地及び施設の存在	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更後の土地及び施設の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 44 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更後の土地及び施設の存在		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更後の土地及び施設の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形変更後の土地及び施設の存在	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形変更後の土地及び施設の存在	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
廃棄物	廃棄物の発生	別表第 40 廃棄物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成工事及び処理施設の設置工事	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
文化財	地形変更後の土地及び施設の存在	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

備考

- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要かそのをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 56(第 7 条関係)

工場等の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫黄酸化物	工場等の稼働	別表第 43 硫黄酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の走行		
	資材等の搬出入		
	工場等の稼働	別表第 48 窒素酸化物の部工場等の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
浮遊粒子状物質	工場等の稼働	別表第 31 浮遊粒子状物質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 48 騒音の部建設機械の稼働及び工場等の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	工場等の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 40 騒音の部工事事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材等の搬出入		
振動	建設機械の稼働	別表第 48 振動の部建設機械の稼働及び工場等の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	工場等の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	別表第 38 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材等の搬出入		
水の汚れ	工場等の稼働	別表第 46 水の汚れの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成工事及び工作物の建設	別表第 46 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	地形変更後の土地及び工作物の存在	別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水質	工場等の稼働	別表第 42 地下水に係る水質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	地形変更後の土地及び工作物の存在	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成工事及び工作物の建設	別表第 42 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更後の土地及び工作物の存在		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成工事及び工作物の建設	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更後の土地及び工作物の存在		
地域を特徴づける生態系	造成工事及び工作物の建設	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形変更後の土地及び工作物の存在		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形変更後の土地及び工作物の存在	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの	地形変更後の土地及び工作物の存在	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

活動の場		
廃棄物	廃棄物の発生	別表第 40 廃棄物の部廃棄物の発生の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成工事及び工作物の建設	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
二酸化炭素	工場等の稼働	別表第 40 二酸化炭素の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	地形改変後の土地及び工作物の存在	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 5 7 富栄養化の部中「別表第 5 1」を「別表第 4 2」に改める。

別表第 5 8 窒素酸化物の部中「(昭和 2 7 年運輸省令第 1 0 1 号)」を削り、同表水の濁りの部中「岩石等の採取場の存在」を「造成等の施工並びに岩石等の採取場の存在」に改める。

別表第 6 0 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)の部中「把握できる時期及び時間帯」を「把握できる時期」に改める。

附 則

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 4 条第 1 項第 2 号の改正規定(同号アに次のように加える部分に限る。)、第 5 条第 3 項の改正規定、第 6 条の改正規定(第 7 号を第 8 号とし、同号の次に 1 号を加える部分に限る。)、別表第 1 2、別表第 1 3、別表第 4 2 及び別表第 4 3 の改正規定
平成 2 7 年 6 月 1 日
- (2) 別表第 1 1 の 2 及び別表第 4 1 の 2 の改正規定 平成 3 0 年 4 月 1 日